

平成十五年総務省令第四十八号

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

（趣旨）

第一条 総務省関係法令に規定する手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）以下「情報通信技術活用法」という。第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

2 総務省関係法令に規定する手続等（情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法及びこの省令の規定の例による。

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。
- 二 電子証明書 次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術活用法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。
- イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 法令（法律及び政令を除く。）の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

第五条 情報通信技術活用法第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令

で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第六条 情報通信技術活用法第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合
- 二 申請等に係る書面等のうちその原本を認める必要があるものと行政機関等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第八条 行政機関等は、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第九条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところによる届出

（処分通知等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第十条 情報通信技術活用法第七項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものと行政機関等が認める場合

（電磁的記録による縦覧等）

第十一条 行政機関等は、情報通信技術活用法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第十二条 行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第十三条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術活用法第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術活用法第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名とする。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく申請等に係る特例）

第十四条 次に掲げる法令に基づく申請等を情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行

う場合については、第四条第二項の規定は、適用しない。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）

三 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）

四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第九十九号）

2 前項に規定する場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置」とあるのは、「第四条第一項の規定による氏名又は名称の入力」とする。
（委任）

第十五条 この省令に定めるもののほか、総務省関係法令に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、行政機関等が定める。

附則 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年六月二六日総務省令第九四号）

この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附則（平成一五年八月二〇日総務省令第一〇九号）

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十五年八月二十五日）から施行する。

附則（平成一六年一月一四日総務省令第一号）

この省令は、平成十六年一月十五日から施行する。

附則（平成一六年一月二六日総務省令第二四号）

この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附則（平成一六年三月三〇日総務省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日総務省令第七〇号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年六月九日総務省令第九五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年七月二二日総務省令第一〇五号）

この省令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年七月十二日）から施行する。

附則（平成一六年一〇月二五日総務省令第一二八号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年一月四日総務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月七日総務省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月二八日総務省令第四三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月三一日総務省令第五一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年五月一三日総務省令第八九号）

この省令は、平成十七年五月十六日から施行する。

附則（平成一七年一二月二〇日総務省令第一六三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年二月一〇日総務省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年三月二七日総務省令第三四四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

附則（平成一八年三月三〇日総務省令第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置）

第三条 廃止法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金及び同条第二項の互助一時金については、この省令による改正前の総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令別表国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総務府令第四十一号）の項中「国会議員互助年金法施行規則」とあるのは、「旧国会議員互助年金法施行規則」とする。

附則（平成一八年三月三一日総務省令第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日総務省令第六四号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年四月一日総務省令第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二〇日総務省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年一二月二八日総務省令第一五二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年二月二三日総務省令第一三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年二月二三日総務省令第一五五号）

この省令は、平成十九年三月一日から施行する。ただし、別表地方税法（昭和二十五年法律第二二十六号）の項及び地方税法施行令の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月六日総務省令第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年五月七日総務省令第五九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十九年八月一日から施行する。

附則（平成一九年六月二六日総務省令第七二二号）

この省令は、信託法（平成十八年法律第八八号）の施行の日から施行する。ただし、別表地方税法（昭和二十五年法律第二二十六号）の項中「及び第四十一項」を、「第四十一項及び第四十二項」に改める改正規定及び「第十六条第九項」の下に「及び第十三項」を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年一二月二一日総務省令第一四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月一日総務省令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月五日総務省令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年二月一九日総務省令第一三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年三月二六日総務省令第三一号）抄

第一条 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、平成二十年七月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月二六日総務省令第三二号）抄

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受けている実験局又は免許を受けている特定実験局は、免許若しくは予備免許を受けた実験試験局又は免許を受けた特定実験試験局とみなす。

3 この省令の施行の際現にされている実験局又は特定実験局の免許の申請は、実験試験局又は特定実験試験局の免許の申請とみなす。

4 前二項に規定するもののほか、この省令による改正前のそれぞれの省令の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの省令の相当する規定によってしたものとみなす。

附則（平成二〇年三月二八日総務省令第三八号）抄

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年五月一日）から施行する。

附則（平成二〇年四月三〇日総務省令第五七号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

九 附則第九条の規定（別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「附則第十五条の四第三項及び第八項」の下に「第十五条の七第三項」を加える改正規定に限る。）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日

附則（平成二〇年七月一八日総務省令第八六号）抄

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行し、平成二十一年度分の地方人特別譲与税から適用する。

附則（平成二〇年九月一八日総務省令第一〇二号）抄

この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。

附則（平成二〇年十一月二四日総務省令第一二二号）抄

第一条 この省令は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十四号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二〇年十一月二八日総務省令第一二五号）抄

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附則（平成二〇年十二月一日総務省令第一三二号）抄

1 この省令は、整備法の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

5 前項の規定にかかわらず、整備法第九十五条の規定によりなお従前の例により特例民法法人の業務の監督が行われる間は、総務省情報通信技術利用法施行規則中旧公益法人省令に関する規定（旧公益法人省令第三条に係るものを除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附則（平成二〇年十二月一六日総務省令第一四五号）抄

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附則（平成二二年三月一六日総務省令第一九号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 総務大臣の所管に属する公益信託であつて、当該公益信託を信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百

九号）第三条に規定する新法信託とするための信託の変更について総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令（平成十九年法律第百二十一号）による改正前の総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（以下この条において「旧公益信託省令」という。）第八条の規定に基づく認可を受けていないものについては、この省令による改正前の総務省情報通信技術利用法施行規則中旧公益信託省令に関する規定（旧公益信託省令第二条及び第三条に係るものを除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附則（平成二二年三月三一日総務省令第三六号）抄

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第十三条の三の改正規定 平成二十二年四月一日

二 第一条中地方税法施行規則第三条の二の二十（見出しを含む。）の改正規定、同規則第三条の二の二十一（見出しを含む。）の改正規定、同規則第三条の二の二十二（見出しを含む。）の改正規定、同規則第三条の二の二十三（見出しを含む。）の改正規定、同規則第三条の二の二十四（見出しを含む。）の改正規定、同規則第三条の二の二十六（見出しを含む。）の改正規定並びに同規則第四条及び第八条第一号から第三号までの改正規定並びに附則第十二条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行令の項の改正規定（第十二項）を「第十三項」に改める部分に限る。）（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日

三 第二条の規定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日

附則（平成二二年四月六日総務省令第四五号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年六月二二日総務省令第六五号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

附則（平成二二年八月二八日総務省令第八四号）抄

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附則（平成二二年一月六日総務省令第一〇六号）抄

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年一月一三日総務省令第一一一号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月二三日総務省令第二一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月三一日総務省令第二七号）抄

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の四第二項、第三条第一項、第三条の二の二、第三条の三及び第三条の三の二の改正規定、第三条の三の三の改正規定（同条第一項の改正規定（第二条第十二号の七の五）を「第二条第十二号の七の七」に改める部分に限る。）を除く。、第三条の四の二第二項第二号の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、第三条の六第一項、第四条の四及び第五条第一項の改正規定、第五条の三の改正規定（同条第二項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）を除く。）、第五条の四第二項第二号の改正規定、第五条の五の改正規定（同条第二項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、第五条の六第二項、第六条の二第四項、第八条の二十九、第十条第一項、第十条の二第一項及び第十条の二の五の改正規定、第十条の二の七第二項第二号の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）並びに次条、附則第四条第一項及び第六条の規定並びに附則第七条の規定

この省令は、公布の日から施行する。

(別表地方税法施行令の項中「第十二条の二第二十八項」を「第十二条の第二十六項」に改める部分を除く。平成二十二年一月一日

附則 (平成二十二年三月三十一日総務省令第三六号) 抄

(施行期日) この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年四月一日総務省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十二年一月二十六日総務省令第九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行する。

附則 (平成二十二年一月二十六日総務省令第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行する。

附則 (平成二十二年二月二十七日総務省令第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附則 (平成二十三年三月一日総務省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十三年四月七日総務省令第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十三年六月二十九日総務省令第八一号)

この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日(平成二十三年六月三十日)から施行する。

附則 (平成二十三年六月三十日総務省令第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の十五の次に一条を加える改正規定並びに第二条第二項及び第二条の二の改正規定並びに第五条の四様式及び第五号の五の二様式の改正規定、同様式の次に一様式を加える改正規定並びに第十七号の二様式別表、第二十五号様式、第三十二号様式及び第三十三号の三様式の改正規定並びに次条の規定及び附則第五条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(「附則第三十五号の二第六項において」の下に「、第四十五号の二第五項については第七百三十四条第三項において」を加え、「第三百七十七条の二第二項から第六項まで」に改め、「第三百七十七条の二第五項」の下に「及び第六項」を加える部分に限る。))に限る。平成二十四年一月一日

附則 (平成二十四年一月二十七日総務省令第五号) 抄

(施行期日) この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の三の二、第二条の三の五、第二条の五、第五号の四様式、第五号の五の二様式、第五号の五の三様式、第五号の十四様式及び第十七号様式別表の改正規定並びに次条の規定(第三号様式別表に係る部分を除く。)

及び附則第九条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(「、第十四条の九第三項」を含む。))、第十四条の九第三項(第一条第二項及び第十四条の十一第二

項において準用する場合を含む。))に改める部分、「第十五条の四第二項」の下に「、第十六条の二第二項」を加える部分、「第三十八項、第四十項及び第四十一項」を「第二十八項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十四項及び第四十五項」に改める部分、「第五十三条第二十二項及び第二十三項」を「第五十三条第二十二項、第二十三項及び第二十八項」に改める部分、「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第三十七項」に改める部分、「第五十三条第四十項及び第四十一項」については第七百三十四条第三項及び第四十項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第四十四項及び第四十五項については第一条第二項において「に改める部分、「第七十二条の四十九第二項及び第四項から第六項まで」を「第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで」に改める部分及び「第七百三十三条の二十二第一項(これらの規定を第七百三十五条)を「第七百三十三条の二十二第一項(これらの規定を第七百三十五条)」に改める部分を除く。)

及び同表地方税法施行令の項の改正規定(「第七条の三の四第一項」の下に「、第七条の四の七第一項」を加える部分、「第二十四条の三第一項」を「第二十号の二第一項(第一条において準用する場合を含む。))、第二十四条の三第一項」に改める部分、「第二十五条第一項」の下に「、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第一項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項」を加える部分、「第四十三条の十七」の下に「、第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項」を加える部分、「第四十六条の三の二第一項」の下に「、第四十七条の五第一項」を加える部分、「第五十四条の四十二第一項」を「第五十二条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第一項(これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。))、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三

条の八第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。))、第五十四条の三十三の二第一項(第五十七条の三において準用する場合を含む。))、第五十四条の四十二第一項」に改める部分及び「第五十四条の五十七第一項(これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。))」の下に「、第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。))、第五十六条の四十九の二第一項(第五十七条の三において準用する場合を含む。))、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。))」を加える部分に限る。))。平成二十五年一月一日

五 第一条の七第二十三号、第九条の八第一項及び第二項、第十条、第十条の二並びに第十条の三の改正規定並びに附則第九条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定(「第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九」を「第四十八条の九の八、第四十八条の九の九第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十」に改める部分に限る。))及び同表地方税法施行規則の項の改正規定(「第八条の五十一第一項並びに第十条第三項」を「第八号の五十一第一項並びに第十条第二項から第六項まで」に改める部分に限る。))に限る。平成二十六年一月一日

附則 (平成二十四年三月三十一日総務省令第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二十四年六月十五日総務省令第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年一月一日総務省令第九一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定(公布の日

二 第一条中消防法施行規則第一条、第二条の二及び第三条の改正規定、同令第四条を第三条の

二

二

(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(第三項、第四項)の下に「第五項」を加え、「第十項及び第十一項」を「第十項、第十一項及び第十二項」に改める部分に限る。平成三十一年一月一日

四 附則第六条に九項を加える改正規定(同条第八十六項から第九十一項までに係る部分に限る。)及び附則第十二条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定(附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。))の下に「第十一号第四十六項」を加える部分に限る。(に限る。)生産性向上特別措置法(平成三十年法律第 号)の施行の日

附則(平成三〇年二月二日総務省令第六九号)

この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十五号)の施行の日(平成三十年十二月二十五日)から施行する。

附則(平成三〇年二月二日総務省令第七〇号)

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附則(平成三一年三月二九日総務省令第三八号)抄

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第一条の十七を同令第一条の十九とする改正規定、同令第一条の十六の改正規定、同条を同令第一条の十八とする改正規定及び同令第一条の十五の次に二条を加える改正規定並びに第五十五号の五様式の改正規定並びに次条第一項及び第三項の規定並びに附則第七条の規定 令和元年六月一日

附則(平成三一年三月二九日総務省令第三九号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中地方税法施行規則第二条に四項を加える改正規定、同令第二条の二第二項及び

第四項並びに第二条の三の二から第二条の三の七までの改正規定並びに同令第三号様式別表裏面、第五号の四様式、第五号の五の二様式及び第五十五号の七様式備考の改正規定並びに次条の規定 令和二年一月一日

三 第一条中地方税法施行規則第一条の二の改正規定、同令第一条の九の五を同令第一条の九の七とし、同令第一条の九の四を同令第一条の九の六とし、同令第一条の九の三の次に二条を加える改正規定、同令第三条の三の二の次に一条を加える改正規定、同令第三条の四第二項第二号、第三条の四の二第二項第四号及び第四条の四の三第二項第二号の改正規定、同令第四条の六の次に一条を加える改正規定、同令第四条の七の次に一条を加える改正規定、同令第五条の二第二項第二号の改正規定、同条を同令第五条の二の三とし、同令第五条の次に二条を加える改正規定、同令第五條の四第二項第二号の改正規定、同令第十條の二の十一を削り、同令第十條の二の十を同令第十條の二の十一とする改正規定、同令第十條の二の九第二項第二号の改正規定、同令第十條の二の八第二項第二号の改正規定、同条を同令第十條の二の九とする改正規定並びに同令第十條の二の七の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第三条の二を削り、同令附則第三条の二の二を同令附則第三条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同令附則第三条の二の七第二項第三号の改正規定並びに附則第五条の規定 令和二年四月一日

附則(平成三一年三月二九日総務省令第四一號)抄

(施行期日等)

第一条 この省令は、平成三十一年十月一日から施行し、平成三十二年五月の譲与時期以後に譲与する特別法人事業譲与税について適用する。

附則(平成三一年四月一日総務省令第四六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

(平成十五年総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表経済センサス基礎調査規則(平成二十年総務省令第二百二十五号)の項を削り、別表に次のように加える。

経済センサス基礎調査規則	第十四条第三項及び第四十六号	第十五条
--------------	----------------	------

附則(平成三一年四月一日総務省令第四七号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表郵便切手類模造等の許可に関する省令(昭和四十七年郵政省令第三十一号)の項の次に次のように加える。

個人企業経済調査規則(昭和五十年総務府令第五号)	第九条第三項
--------------------------	--------

附則(令和元年五月一四日総務省令第五号)抄

第一条 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則(令和元年七月一日総務省令第二一号)

この省令は、令和元年九月一日から施行する。

附則(令和元年七月五日総務省令第二三号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則(令和元年七月一〇日総務省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(令和元年八月九日総務省令第三三号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表全国消費実態調査規則(昭和五十九年総務府令第二十三号)の項中「全国消費実態調査規則」を「全国家計構造調査規則」に、「甲調査」を「基本調査及び簡易調査」に改める。

附則(令和元年一〇月一日総務省令第五〇号)

この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十月一日)から施行する。

附則(令和元年一二月二〇日総務省令第五八号)

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十一月二十日)から施行する。

附則(令和元年一二月一三日総務省令第六四号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。